

広島県告示第九百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和七年十二月十一日までの間、縦覧に供する。

令和七年十一月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道前原谷仙養線	神石郡神石高原町笹尾字平郡一〇二番五地先から 神石郡神石高原町笹尾字平郡一〇〇四番八地先まで	令和七年十一月二十七日